

○外務委員会

條約（八件）

108 3 国会	番号	本院議員提出法律案（一件）	
国際開発協力基本法案	件名		
中西珠子君 (昭和三、五、三)	提出者 (月日)	衆	院議先
	付月日 予備送	元、二七	月提出
	出月日 衆へ提	元、二七 (予)	付委員 託会
昭和 五、三	付委員 託会	可元、 決二	議委員 員 決會
未了	議委員 決會	可元、 決三	議本 會 決議
	付委員 託会	内元、 三七	付委員 託会
	議委員 決會	可元、 決二	議委員 員 決會
	議本 會 決議	可元、 決二	議本 會 決議
	備考		備考

31	16	番号	件
旅券法の一部を改正する法律案	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	件	名
"	"	衆	院議先
三二六	三二七	元、二七	月提出
四二一	四二二	元、二七 (予)	付委員 託会
可 決二	可 決二	可元、 三六	議委員 員 決會
可 決三	可 決三	可元、 三三	議本 會 決議
三二六	三二七	内元、 三七	付委員 託会
可 決二	可 決二	可元、 三三	議委員 員 決會
可 決二	可 決二	可元、 三四	議本 會 決議
			備考

## 内閣提出法律案（二二件）

8	7	実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する件
千九百六十七年七月十四日にはトックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件	"	参
"	"	三二四
三二四	三二四	三二四
承認六六	承認六六	承認六六
承認六一九	承認六一九	承認六一九
(予)三二四	(予)三二四	(予)三二四
承認六二	承認六二	承認六二
承認六二	承認六二	承認六二

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日		委員会（議員決議）	参議院（衆議院）	衆議院（衆議院）
				出月日	提出月日			
9	国際開発協力基本法案	川崎寛治君 (元、十五名)	元、六三	元、六三	元、六三	付委員会（議員決議）	付委員会（議員決議）	付委員会（議員決議）
						議本会議	議本会議	議本会議
						付委員会（議員決議）	付委員会（議員決議）	付委員会（議員決議）
						議本会議	議本会議	議本会議
						（外務）	（外務）	（外務）

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

を与える。

四、両国は、投資財産及び収益について、公共のため、法令に従い、差別的でなく、また、補償が行われる場合を除いては、収用、国有化等の措置の対象としてはならない。両国は、収用、国有化等の条件、補償の方法等に関し、最恵国待遇を与える。また、敵対行為の発生等に連してとる措置に關し、最恵国待遇を与える。

五、両国は、投資保証に基づく請求権等についての政府の代位を承認する。

六、両国は、両国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証する。

七、両国は、収用等に対する補償の価額に関する紛争は当事者の要請により、また、その他の事項に関する紛争は

- 一、両国は、投資の許可及びこれに関連する事項に関し、最恵国待遇を与える。
- 二、両国は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 三、両国は、出訴権等に関して内国民待遇及び最恵国待遇

両当事者の合意により、調停または仲裁に付託する。

八、両国は、協定の実施状況の検討、両国の政府に対する勧告等を目的として合同委員会を設置する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました協定及び法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、日中投資保護協定について申し上げます。

本協定は、我が国と中華人民共和国との間の投資を促進するため、相互に投資の許可について最惠国待遇を保障するほか、投資財産、収益、事業活動に関する内国民待遇及び最惠国待遇、収用、国有化等の場合の補償措置、投資紛争解決のための手続、合同委員会の設置等について定めております。

委員会におきましては、協定締結が対中投資に及ぼす効果、投資財産等に与えられる内国民待遇の内容、投資リスク回避の方針等のほか、日中関係全般について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣條第二号）

すべきものと決定いたしました。

次に、旅券法改正案について申し上げます。

本案は、最近における旅券発給件数の急増とそれに伴う旅券事務の増大にかんがみ、一般旅券は原則として有効期間五年の数次往復用旅券とするとともに、提出書類の簡素化及び本人出頭義務の緩和を図ること、旅券手数料の一部を都道府県へ分納すること等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、旅券事務の合理化と窓口サービスの向上、手数料分納の効果、朝鮮民主主義人民共和国への渡航制限の緩和等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

要旨

我が国とオーストリアとの間の定期航空路開設について  
は、一九七九年（昭和五十四年）以来オーストリア側より  
累次にわたり希望が表明されてきた。近年に至り両国間の  
貿易、投資等の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要が  
直通航空路を開設するに足る状況になつたと判断された  
ので、両国間の伝統的友好関係にもかんがみ、我が国とし  
ても航空協定の締結交渉に応ずることとした。昨年十一月  
に交渉を行つた結果、協定案文について最終的合意に達し、  
本年三月本協定の署名が行われたものである。

本協定は、我が国とオーストリアとの間の定期航空業務  
を開設することを目的とし、両国の航空企業が享有する特  
権、業務の開始及び運営についての手続き及び条件、業務  
の運営に関する原則、運賃の決定手続き等を取り決めると  
ともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる定  
期路線を定めている。

の間にそれぞれ定期航空業務を開設することを目的とする  
ものでありまして、いずれもそのための権利を相互に許与  
すること、業務の開始及び運営についての手続及び条件等  
を取り決めるとともに、わが国と相手国の指定航空企業が  
それぞれの業務を行うことができる路線を定めたものであ  
ります。

委員会におきましては、二協定の締結の経緯、両国との  
間の航空運輸需要、営業路線及び運航開始の時期等のほか、  
国際航空運賃の決定方法、地方空港への国際線乗り入れ見  
通し、日米航空交渉の現状と今後の対応等について質疑が  
行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。  
質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をも  
つて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結 について承認を求めるの件（閣条第三号）

##### 委員長報告

ただいま議題となりました協定二件につきまして、外務  
委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両協定は、わが国とオーストリア及びわが国とトルコと

##### 要旨

我が国とトルコとの間の定期航空路開設については、一

九七四年（昭和四十九年）以来トルコ側より累次にわたり希望が表明されてきた。近年に至り両国間の貿易、投資等の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航路を開設するに足る状況になつたと判断されたので、両国間の伝統的友好関係にもかんがみ、我が国としても航空協定の締結交渉に応ずることとした。昨年十月に交渉を行つた結果、協定案文について最終的合意に達し、本年三月本協定の署名が行われたものである。

本協定は、我が国とトルコとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、両国の航空企業が享有する特権、業務の開始及び運営についての手続き及び条件、業務の運営に関する原則、運賃の決定手続き等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる定期路線を定めている。

#### 委員長報告

前ページ参照

常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、歐州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

#### 要旨

この協定は、米国大統領の呼びかけに基づき、一九八八年（昭和六十三年）九月二十九日に我が国、米国、歐州諸国及びカナダの十二カ国によって署名されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、国際法に従い、平和目的のために宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関する参加主体（我が国、米国、一の参加主体として集団的に行動する欧州諸国及びカナダ）間の協力の枠組みを確立することを目的とし、宇宙基地は、すべての参加主体が提供する要素から成る常時有人の本体、地上要素等によって構成される。

二、宇宙基地は、国際法に従って開発し、運用し、利用する。

三、各参加主体は、宇宙基地協力の実施に責任を有する協

力機関として、米国については航空宇宙局、欧州諸国については欧州宇宙機関、カナダについては科学技術省を指定することに合意し、日本については日本国政府と航空宇宙局との間の了解覚書で定める。（なお、同了解覚

書は、日本の協力機関として科学技術庁を指定し、宇宙開発事業団がこれを援助することができると定めている。）

四、各参加主体は、自己が提供する要素を宇宙物体として登録し、また、登録する要素及び宇宙基地上の自国民に対して管轄権及び管理の権限を保持する。

五、各参加主体等は、自己が提供する要素を所有し、要素または宇宙基地上の装置を参加主体以外の国等に所有させることには、他の参加主体の同意を必要とする。

六、協力機関の間で、宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用に関し、計画及び調整を行う運営組織を設立する。

七、各参加主体は、自己が提供する要素を設計し、開発する。

八、各参加主体は、原則として、自己が提供する要素の利用権を保持するが、日本及び欧州参加主体は、米国及びカナダがそれぞれの基盤施設から得られる資源を有人本体の運用及び利用のために提供することと引きかえに、

それぞれの有人本体の利用要素の利用権の一定割合を米国及びカナダに提供する。

九、各参加主体は、自己が提供する要素を運用する責任を有する。

十、各参加主体は、衡平な分配に基づき宇宙基地搭乗員を提供する権利を有する。

十一、航空宇宙局及び欧州宇宙機関の宇宙輸送システムは、宇宙基地のための基本的な輸送システムである。航空宇宙局は、他の協力機関等に対し、実費弁償の原則により打ち上げ及び回収の業務を提供する。

十二、各参加主体は、宇宙基地運用のための共通経費を含め、この協定に基づくそれぞれの責任を果たすための経費を負担する。

十三、参加国（協力機関を含む）は、宇宙基地活動から生ずる損害についての責任に関する請求であつて、他の参加国、他の参加国の関係者等に対するもの（自然人の障害または死亡についての請求、悪意によって引き起こされた損害についての請求等を除く）を相互に放棄する。

また、自己の関係者に対し、契約その他の方法により同様の請求を放棄するよう要求することにより、責任に関

する相互放棄を及ぼす。

十四、各参加主体は、宇宙基地協力のために必要と認められる技術データ及び物品を国内法令の範囲内で交換する。

十五、知的所有権に係る法律の適用上、宇宙基地の飛行要素（宇宙基地の構成要素から地上要素を除いたもの）上の活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域において行われたものとみなす。

十六、参加国は、自國が提供する飛行要素及びいずれかの飛行要素上の自国民について刑事裁判権を行使することができる。また、一定の場合に米国は、他の参加主体が提携する飛行要素上の米国以外の国の国民について刑事裁判権を行使することができる。

十七、この協定は、米国が批准書、受諾書または承認書を寄託し、かつ、欧州参加主体についての効力発生の要件が満たされ、または他の一の参加主体がその批准書、受諾書または承認書を寄託した日に効力を生ずる。

十八、各参加主体は、次の宇宙基地の要素を提供する。

1 米国は、居住棟を含む基盤要素、利用要素としての実験棟、取付型搭載物の装着設備及び極軌道プラットフォーム並びに地上要素を提供する。

2 欧州諸国は、利用要素としての取付型与圧棟、有人

支援型フリー・ライヤー及び極軌道プラットフォーム並びに地上要素を提供する。

3 日本は、利用要素としての日本実験棟（JEM）及び地上要素を提供する。

4 カナダは、移動型サービス施設及び地上要素を提供する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、昨年九月、我が国、米国、欧州諸国及びカナダの合計十二カ国によって署名されたものであります。国際法に従って平和的目的のために宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関する協力の枠組みについて定めたものであります。

宇宙基地は、低重力、真空等の宇宙環境を利用した材料科学等の実験、長期間の天体観測等を可能とするものであります。

委員会におきましては、我が国の宇宙開発計画、有人宇

宇宙基地活動に参加することの意義、宇宙基地の平和的利用と宇宙空間の非軍事化問題、研究成果の利用方法と知的所有権問題、実施取り決めの公表等につきまして質疑が行われ、また、参考人を招いて意見を聴取いたしましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

本日、質疑終局の動議が提出され、多数をもって可決されました。

質疑を終え、直ちに採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

#### 要旨

この条約は、著作物を公衆に伝達する役割を果たす実演家等に対して著作権に準ずる権利を付与し、これを国際的に保護することにして一九六一年（昭和三十六年）十月二十六日に作成され、一九六四年（昭和三十九年）五月十八日に効力を生じたものである。その主な内容は次の

とおりである。

一、締約国は、実演が他の締約国において行われる場合等に該当する場合には、実演家に対して内国民待遇を与える。

二、実演家に対する保護として、(1)実演家の承諾を得ないでその実演を放送し、公衆に伝達し、及び固定（録音及び録画）すること、(2)固定された実演を実演家の承諾を得ないで複製すること、を防止する。

三、締約国は、国籍の基準、固定の基準、発行の基準のいずれかに該当する場合には、レコード製作者に対して内国民待遇を与える。

四、レコード製作者に対する保護として、レコードの複製についての許諾権を与える。

五、締約国は、放送機関の主たる事務所が他の締約国にある場合等に該当する場合には、放送機関に対して内国民待遇を与える。

六、放送機関に対する保護として、放送の再放送、放送の固定、入場料を徴収してテレビ放送を公衆に伝達すること、等についての許諾権を与える。

七、放送機関等は、商業用レコードの二次使用料（商業用

レコードを放送等に使用することに対する報酬) を実演家もしくはレコード製作者、またはその双方に対して支払う。

八、この条約に基づいて与えられる保護期間は、二十年以上とする。

九、締約国は、国内法令により、私的使用、報道における使用、教育目的・学術的研究目的の使用等の行為については、この条約が保障する保護の例外を定めることができ。

なお、この条約は、一部の規定を適用しないこと等につき宣言することを認めており、我が国は、レコード製作者の範囲の決定に際しては発行の基準を適用しないこと、商業用レコードの一次使用の規定は放送及び有線放送の場合について適用すること、商業用レコードの二次使用の規定を適用しない締約国には我が国も同条の規定を適用しないこと、レコードについての保護期間は相互主義に従い制限すること、につきそれぞれ宣言を行う予定である。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務

委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、実演家等保護条約は、実演家、レコード製作者及び放送機関に対して著作権に準ずる権利、いわゆる著作隣接権を付与し、これを国際的に保護することについて定めています。

次に、標章国際分類協定は、商標またはサービス・マークの登録制度を有している場合に、これらの登録のための国際的に統一された商品及びサービスの分類を採用することについて定めています。

委員会におきましては、現時点で両条約に加入することの意義、実演家等に対する商業用レコード二次使用料支払いの方法、商標登録に関する審査体制の整備等国際分類への移行に伴う諸問題、サービス・マーク登録制度導入の見通し等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月一日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件（闇条第八号）

#### 要旨

この協定は、一九五七年（昭和三十二年）六月十五日にニースで作成された商標が使用される商品及びサービスの国際分類に関するニース協定が、一九六七年（昭和四十二年）及び一九七七年（昭和五十二年）に改正されたものであり、商標またはサービス・マークの登録制度を有する場合に、これらの登録のための国際的に統一された商品及びサービスの分類の採用について規定している。その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定等の締約国（以下「同盟国」という。）は、同盟を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通分類（「国際分類」という。）を採用する。
- 二、国際分類にいかなる法的効果を付与するかは、各同盟国が定める。

三、同盟国の権限ある官庁は、標章の登録に関する公文書等に、登録される標章が対象としている商品またはサービスの属する国際分類の類の番号を表示する。

四、同盟国は、国際分類を主たる国内分類として使用するか、あるいは副次的な分類として独自の国内分類と併用する。

五、同盟国の代表から成る国際分類の変更の決定等を行う専門家委員会を設置する。

六、知的所有権国際事務局が同盟の管理業務等を行う。

なお、この協定は一九七九年（昭和五十四年）二月六日に発効している。

#### 委員長報告

前ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（闇法第一六号）

#### 要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

一、在ウィーン国際機関日本政府代表部を設置するとともに、中部太平洋にあるマーシャル及びミクロネシアにそれぞれ兼轄の大使館を設置する。

二、右の各在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

三、在外公館に勤務する外務公務員に支給する子女教育手当の支給要件を改定する。

四、在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当について、事故または職員の死亡のため配偶者が旧在勤地に残留する必要がある場合に、引き続き支給することができる住居手当の額を改定する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、在ウィーン国際機関日本政府代表部を設置すること、中部太平洋にあるマーシャル及びミクロネシアにそれぞれ兼轄の大使館を設置すること、在外職員の子女教育手当の支給要件を改定すること、事故または職員の死

亡により配偶者が旧在勤地に残留する必要がある場合の住居手当支給額を改定すること等を内容としております。

委員会におきましては、ウィーンに政府代表部を設置する必要性、マーシャル、ミクロネシアの法的地位、在外公館の通信及び警備体制、在外邦人の保護対策、その他外交問題全般につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 旅券法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

#### 要旨

本法律案は、最近の旅券発給件数の急増に伴い、旅券発給窓口の混雑、旅券事務量の膨張、旅券管理の複雑化等の諸問題が生じていること、大量渡航時代における旅券事務及び出入国手続の合理化等のため、国際的に機械読み取り旅券（M.R.P.）の導入が開始されていくこと等にかんがみ、現行旅券制度の見直しを行おうとするものであつて、主な

改正点は次のとおりである。

一、旅券を国際的な標準旅券に統一し、事務の合理化を図るため、一般旅券は、原則として有効期間五年の数次往復用旅券とする。

二、二重に旅券を発給する場合及び発給を受けようとする者が長期二年以上の刑で訴追中である場合等においては、渡航先を個別に特定し、有効期間を五年未満とすることができる。

三、外務大臣が指定する地域へ渡航する場合には、一往復用の一般旅券を発給する。ただし、外務大臣が適當と認めるときは、渡航先を個別に特定して記載した有効期間五年以下の数次往復用旅券を発給することができる。

四、全ての旅券に有効期間満了の日を記載する。このため、一往復用旅券の有効期間も五年とする。

五、一般旅券の発給申請のために必要な提出書類のうち、渡航費用の支払能力を立証する書類は、提出を要しない。

六、本人の出頭は原則として交付時一回でよいこととし、申請時は幅広く代理申請を認める。

七、旅券の記載事項の訂正を原則として廃止し、旅券を返納の後、新規発給することでこれに代える。

八、旅券の残存有効期間が一年未満になつた場合等には、切替発給することができる。

九、現在では諸外国にほとんど例を見ない合冊制度を廃止する。

十、都道府県における旅券事務の財政基盤を改善するため、これまでの委託費方式を改め、手数料の一部を実費を勘案して都道府県の収入とする。

#### 委員長報告

五九ページ参照